

奨学のための給付金 (通常給付)



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」



彩の国
埼玉県

申請のしおり

令和8年度の「奨学のための給付金」を希望する場合は、学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
(希望しない方は、提出する必要はありません。)

2 給付額

- 給付額は世帯状況により変わります。
- 「早期給付（新入生対象）の認定を受けた方」及び、「家計急変世帯」については、下表の金額とは異なります。（詳細は10ページ参照）

令和8年度給付額 (年額)		生活保護世帯・ 住民税所得割非課税世帯	年収約270～380万円程度 (住民税所得割100～105,500円未満)	年収約380～490万円程度 (住民税所得割105,500～182,500円未満)
生活保護世帯		32,300円		
上記以外の世帯	全日制・定時制	143,700円	47,900円	35,930円
	通信制	50,500円	16,830円	12,630円

※今後、国の制度変更により受給要件等に変更があった場合は、在籍する学校や埼玉県のホームページ等を通じてお知らせします。

お問い合わせ

生徒が在学している学校

または

(制度全般・申請方法に関すること)

埼玉県高等学校修学支援制度コールセンター TEL 048-830-8855

(審査状況に関すること)

埼玉県高等学校等修学支援制度事務局 TEL 048-711-7012

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の(1)～(3)の要件を基準日(令和8年7月1日)現在ですべて満たしている必要があります。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯
 - a. 「高等学校等就学支援金(又は学び直しへの支援)」の支給を受ける資格を有している生徒がいる世帯
 - b. aに該当せず、「高校生等・新修学支援^{*1}(又は外国籍生徒の学び直しへの支援)」の支給を受ける資格を有している生徒がいる世帯
- (2) 次のいずれかの所得要件を満たす世帯
 - a. 生活保護を受給している世帯、又はR8年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)の世帯
(基準日にかかわらず、家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)に相当する世帯^{*2}を含む。)
 - b. R8年度市町村民税・道府県民税所得割額の合算が182,500円(年収約270～490万円程度)未満の世帯(非課税世帯を除く。)
(基準日にかかわらず、家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が182,500円(年収約270～490万円程度)未満に相当する世帯^{*2}を含む。)
- (3) 保護者等(親権者)が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 保護者(親権者)が令和8年1月1日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません(家計急変世帯を除く。)
- 保護者(親権者)が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

*1 国籍要件等によって「高校生等・新修学支援」が認定されている場合は、(2)aの所得要件を満たす場合のみ、給付対象となります。国籍要件は11ページ下部の表を参照してください。

*2 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)に相当する世帯」または「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が182,500円(年収約270～490万円程度)未満に相当する世帯」は、保護者それぞれの年収見込額が、埼玉県の定める扶養人数に応じた基準額を下回る世帯をいいます。

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2)申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。

※ 提出期限については、在学している学校にお問い合わせ・ご相談ください。

～埼玉県在住で県外の学校に在学している方の提出先～

◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、在学している学校からの案内に従ってご提出ください。

◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、以下の提出先へご提出ください。

(提出先)

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第二庁舎 4階

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当宛て

(2) 申請書類 (○：必須、△：必要な世帯もある、－：不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養誓約書	在学証明書	所得等確認書類	生業扶助受給証明	家計状況確認書類	支給決定通知書	国籍等確認書類
埼玉県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	－	－	△	△	－	○	－
	B.低中所得世帯	P5	○	○	－	－	△	－	－	○	－
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	－	○	－	○	○	－
・ 国立高校 ・ 埼玉県外の公立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	－	○	△	△	－	－	○
	B.低中所得世帯	P5	○	○	－	○	○	－	－	－	○
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	○	○	－	○	－	○

*世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- 生活保護受給世帯 R8.7.1 時点
- 低中所得世帯 R7.1.1～R7.12.31 の収入状況
- 家計急変世帯 家計急変した時点（詳細は、7～9ページ参照）

※埼玉県の県立高校に在学している生徒で、所得等確認書類として保護者等の個人番号を提出した場合は、授業料等減免事務において税額照会のためにその個人番号を使用することがあります。

※「国籍等確認書類」については、以下の表を参考にしてください。

国籍・在留資格等	添付書類 （“○” いずれか一つの書類を提出（“●” は必須））
・ 日本国籍	●住民票の写し（原本。コピー不可。）
・ 特別永住者	○特別永住者証明書の写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
・ 永住者 ・ 日本人の配偶者等 ・ 永住者の配偶者等 ・ 定住者*1	○在留カードの写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
・ 家族滞在	○在留カードの写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

A. 生活保護（生業扶助）世帯の方が提出するもの

全員必要

① **「申請書」**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）

- 記入方法は、世帯別の「記入例」（13・14ページ）を参照してください。

全員必要

② **「振込口座届」**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）

- 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。

※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。

（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。在学する学校へご連絡ください。）

③又は④のどちらかを提出してください。

③ **所得等確認書類**

- 「個人番号貼付台紙」に生徒本人の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。

※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、生業扶助の受給状況が確認できなかった場合は、後日、生業扶助受給証明書等の提出をお願いすることがあります。

※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6ページを参照してください。

④ **福祉事務所で証明された「生活保護受給証明書」**

または「生業扶助受給証明書」（様式第6号）

- 令和8年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けたものを提出してください。
➤ 様式第6号については、在学する学校へご連絡ください

埼玉県外に通学する方のみ 提出

⑤ **生徒本人の在学証明書**

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。

※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立・市立高校に通学する方のみ 提出

⑥ **高等学校等就学支援金等*の支給決定通知書の写し**

- 埼玉県内の県立・市立高校に在学している場合のみ提出してください。

*「高等学校等就学支援金」、「高校生等・新修学支援」、「学び直しへの支援」のいずれかの事業

国立高校または埼玉県外の高校等に通学する方のみ 提出

⑦ **生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類**

- 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。

※在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（3ページ参照）

B.低中所得世帯の方が提出するもの

全員必要

① **「申請書」**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）

- 記入方法は、世帯別の「記入例」（15・16ページ）を参照してください。

全員必要

② **「振込口座届」**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）

- 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。

※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。

（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。在学する学校へご連絡ください。）

埼玉県内の県立・市立高校に在学する新生で、早期給付で個人番号を提出していない方のみ

③ **所得等確認書類**

- 「個人番号貼付台紙」に保護者の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。

※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。

※ 確定申告等の税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6ページを参照してください。

埼玉県外に通学する方のみ 提出

④ **生徒本人の在学証明書**

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。

※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立・市立高校に通学する方のみ 提出

⑤ **高等学校等就学支援金等*の支給決定通知書の写し**

- 埼玉県内の県立・市立高校に在学している場合のみ提出してください。

*「高等学校等就学支援金」、「高校生等・新修学支援」、「学び直しへの支援」のいずれかの事業

国立高校または埼玉県外の高校等に通学する方のみ 提出

⑥ **生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類**

- 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。

※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（3ページ参照）

<保護者等が個人番号カード（写）等を直接、持参又は郵送する場合>

保護者等の身元確認ができる書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・ 持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる書類を提示してください。
- ・ 郵送する場合 → 身元確認ができる書類の写しを申請書類と併せて提出してください。

	保護者等の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付の身分を証明する書類（次の①～⑤の書類から1点）</p> <p>※有効期限内であるものに限る。</p> <p>① 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>② 旅券（パスポート）</p> <p>③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 <p>例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等</p> <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険資格確認証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

<マイナンバーの利用目的>

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校及び市立高校に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 高校生等・新修学支援の支給申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請
- ・ 一部外国籍生徒に係る高等学校等学び直し支援金の支給申請
- ・ 高等学校専攻科修学支援金の支給申請
- ・ 専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給申請

※家庭状況等の都合により、マイナンバーによる税額照会に不利益が生じる方はご相談ください。

C.家計急変世帯の方が提出するもの

(原則、令和8年度住民税所得割の合算が182,500円以上の世帯が対象)

全員必要

① 申請書 (埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書)

➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」(17・18ページ)を参照してください。

全員必要

② 振込口座届 (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」)

➤ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。

※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。

(生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。)

全員必要

③ 所得等確認書類

➤ **令和8年度(7年分)課税証明書等**

保護者全員分の令和8年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類(以下a~cのいずれか)を提出してください。

提出書類 (いずれか1つ)	取得方法
a 令和8年度(7年分)課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和8年度 特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和8年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【提出する上での留意点】

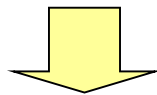
- 証明書等は、原則保護者(親権者)全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。(例:父母がいる場合は父と母の両方分)
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 必ず、扶養親族数が記載されているものをご提出ください。
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないようにコピーしてください。
(確認箇所:氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割・扶養親族数)
⇒ 確定申告等の税の申告を行っていない場合、課税証明書が発行されない場合があります。必ず申告を済ませ、証明書の発行を受けた上で、ご提出ください。

該当する場合のみ 提出

④ 扶養誓約書 (25ページ)

➤ 離婚・死別で申請する場合は、提出してください。

➤ 給与・所得の減少の場合において、課税証明書等で扶養親族数が確認できない場合は、提出してください。



次ページに続く

全員必要

⑤ 家計状況確認書類

➤ 保護者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

保護者**全員**について、以下の書類（a～cのいずれか）を御提出ください。

※家計急変の事実がない者の分の提出は不要です。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払（見込）証明書（21ページ参照） ➤ 事業所得証明書（22ページ参照） ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 退職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	世帯状況の変化 離別・死別 R8.1.1以降に発生したものに限定	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	①離別・死別を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 戸籍謄本 ➤ 死亡診断書 等 及び ②家計急変後の収入を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。（上記 a 参照）

埼玉県外に通学する方のみ 提出

⑥ 生徒本人の在学証明書

➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。

※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立・市立高校に通学する方のみ 提出

⑦ 高等学校等就学支援金等*の支給決定通知書の写し

➤ 埼玉県内の県立・市立高校に在学している場合のみ提出してください。

*「高等学校等就学支援金」、「高校生等・新修学支援」、「学び直しへの支援」のいずれかの事業

国立高校または埼玉県外の高校等に通学する方のみ 提出

⑧ 生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類

➤ 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。

※在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（3ページ参照）

～住民税所得割の合算が 182,500 円未満の世帯の家計急変申請～

通常は、令和 8 年度住民税所得割の合算が 182,500 円以上の世帯が家計急変として申請できます。ただし、ご家庭の状況が大きく変わった場合には、182,500 円未満であっても、申請できる場合があります。

■ 次のような場合に対象となります（例示したケースに限るものではありません）。

● 収入が減った場合【給与・所得の減少】

R7.1 月より後に勤務条件の変更（給与が減ったなど）があった。

（例）①「父の課税額：180,000 円 母の課税額：非課税」

R8.4 月に勤務条件の変更等により、父の収入が非課税相当まで減少した。

②「父の課税額：90,000 円 母の課税額：90,000 円」

R8.4 月に勤務条件の変更等により、母の収入が非課税相当まで減少した

⇒現在の収入に合わせて再計算した結果、より給付額が高い世帯として認定される場合があります。

※定年退職後の再雇用による給与の減少及び産前・産後休暇、育児休業による給与の減少は家計急変には該当しません。

● 離職や廃業などがあった場合【離職・破産】

R7.1 月より後に、病気や怪我などで仕事を辞めた。／経営していた事業をやめた。

（例）③「父の課税額：180,000 円 母の課税額：非課税」

R8.4 月に父が傷病等により離職した。

④「父の課税額：90,000 円 母の課税額：90,000 円」

R8.4 月に母が体調不良等により離職した。

⇒収入が大きく減った場合、給付額が増える場合があります。

※基準日（R8.7.1）までに再就職している場合は、対象とならないことがあります。

※定年退職は家計急変には該当しません。

● 家族の状況が変わった場合【世帯状況の変化（離別・死別）】

R8.1.1 以降に配偶者と死別・離別した

（例）⑤「父の課税額：90,000 円 母の課税額：90,000 円」

R8.4 月に配偶者と死別した。

⇒母の収入は変わりませんが、扶養替えにより控除額が多くなった場合、より給付額が高い世帯として認定できる場合があります。

※離婚調停中などで離婚が正式に成立していない場合は、家計急変による扶養替えはできません。

■ 注意事項

- ・実際に家計の変化がない場合は、「家計急変世帯」ではなく、「低中所得世帯」として申請してください。
- ・ご自身で判断が難しい場合は、学校またはコールセンターにご相談ください。

5 給付（振込）先

振込口座届（様式第5号）で指定した口座に振り込みます。

※ 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

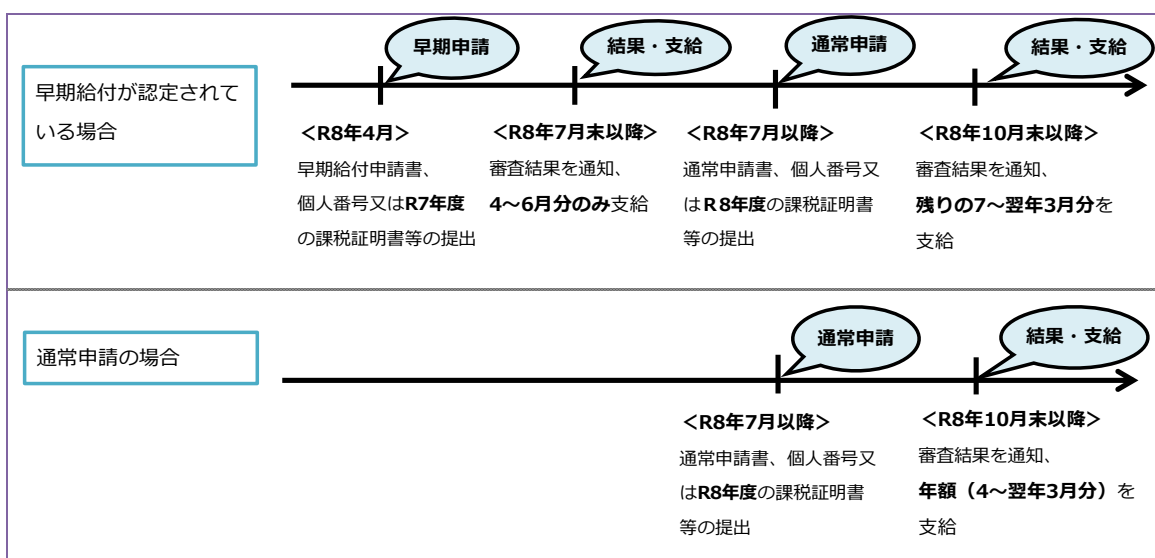
「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 給付時期

➤ 令和8年10月末以降に、指定した口座に振り込みます。

※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

➤ 申請と給付の時期については、下の図を参考にしてください。



7 給付額の違い

(1) 家計急変世帯の給付額について

家計急変の発生時期及び申請の時期によって、給付金額が異なります。

- 7月1日までに家計急変が発生し、期限までに申請した場合……年額を給付
- 7月2日以降に家計急変の場合…申請翌月以降の月数に応じて算定した額を給付

(2) 早期給付（令和8年度新入生のみ）認定者の給付額について

- 早期給付が認定となった方は、給付年額の1/4の額が早期給付分として給付されます。
- このため、通常給付が認定された際には、通常給付で認定された年額から既に給付されている額を差し引いた額が通常給付分として給付されます。

※ 早期給付が不認定となった方も、通常給付を申請できます。通常給付が認定となった場合、年額が給付されます。

質問1 マイナンバーカードを持っていません。

- 通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。
- 通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。住民票は、保護者の住民票のみ提出してください。
住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。
 - ※ 氏名、住所等が現在と異なる通知カードは提出いただけません。
 - ※ 生徒本人等、保護者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、保護者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問2 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

- マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和8年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写）を提出することも可能です。
- 課税証明書等を提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

質問3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額とは何ですか。

- 個人住民税の一部です。税額を確認したい場合は、特別徴収税額決定通知書や納税通知書を御確認ください。税額が御不明な場合は、お住まいの市町村役場までご相談ください。

質問4 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

自営業のため給与明細がありません、どうしたら良いですか。

- 給与明細等の収入を証明する書類がない場合は、毎月の収入と支出の状況を証明する「事業所得証明書」（22ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

質問5 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

給与明細がもらえない月がありました。何を提出したら良いですか。

- 給与等の支払いがない旨の証明として「給与支払証明書」（21ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。
原則、3か月分の給与支払額の証明を受けるようお願いします。

質問6 申請日時点で生徒が満18歳以上となり成人である場合の所得確認対象者は誰になりますか。

- 在学中に生徒が成人になった場合であっても入学時に未成年であれば、在学中の所得確認対象者は入学時の保護者のままです。

【記入例①表面】

生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

様式第1号（第5条） 埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校等奨学のための給付金受給申請書 【通常申請用】

令和 8 年 7 月 8 日

① 該当する申請区分にチェックを必ず入れ、**全員記入** ①「令和8年7月1日」以降の日付を記入。

生活保護（生業扶助）受給世帯

低所得世帯（基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。）

家計急変世帯（基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。）

② 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金の受給について、申請する場合、保護者情報を記入してください。 **全員記入**

保護者等①	基準日現在 申請者住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1	連絡先	自宅 048-830-6662	携帯 090-000-0000
	フリガナ	ウラフ タロウ	高校生等との関係	親権者（父・母）・未成年後見人	未成年後見人である里親・主たる生計維持者
	氏名	浦和 太郎	高校生等との関係	高校生等本人・その他（ ）	
保護者等②	フリガナ	ウラフ ハナコ	高校生等との関係	親権者（父・母）・未成年後見人	
	氏名	浦和 花子	高校生等との関係	その他（ ）	

③ 対象となる高校生について記入してください。 **全員記入**

フリガナ	ウラフ イチロウ		生徒生年月日	昭和 平成 22 年 5 月 2 日
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類	全日制 定時制 通信制
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学年・組・出席番号	1 年 1 組 1 番
	所在地	埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和8年4月8日～年月日
過去在籍状況	⑤ 生徒が現在、在学している高校以外に…		過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
	<input type="checkbox"/> 高校に通っていたことがある場合 → 「ある」を選択し、必要事項を記入。 <input type="checkbox"/> 高校に通っていたことがない場合 → 「ない」を選択。		日	全日・定時・通信・その他（ ）
			日	なし 1回 2回 3回 4回 不明
			日	□ □ □ □ □ □
			日	□ □ □ □ □ □

④ 次の5点を確認の上、**全員記入**

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別有償費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。

高等学校等就学支援金等の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。

高校生等本人が、埼玉県内の県立高校・市立高校に在籍している方は⑥へ
それ以外の高校等に在籍している方は⑦へ

⑤ 就学支援金 ※埼玉県内の県立または市立高校に在学している場合のみ **埼玉県内の県立・市立の生徒のみ全員記入**

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

埼玉県内の県立・市立の生徒で、
・生活保護（生業扶助）受給世帯の方は裏面⑨へ
・低所得世帯の方は裏面⑩へ
・家計急変世帯の方は裏面⑪へ

⑥ 高校生等本人の国籍について、次のいずれかに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

高校生等本人の国籍を以下のとおり	⑧ 生徒本人の国籍について、該当する方にチェックを必ず入れる。 ※国立高校・県外の高校に在学している場合のみ
① <input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍	
② <input type="checkbox"/> 日本国籍以外	

国立高校・県外の高校の方で、日本国籍の方は裏面⑬へ
日本国籍以外の方は裏面⑭へ

【記入例①裏面】

生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方

7 高校生等本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

⑧で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	② <input type="checkbox"/> 永住者
③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）
④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	(西暦)
⑤ <input type="checkbox"/> 定住者	年月日
⑥ <input type="checkbox"/> 家族滞在	<input type="checkbox"/> いいえ（なし）
	年月日
	<input type="checkbox"/> 卒業していない
	所在地 都・道・府・県
	<input type="checkbox"/> 卒業していない
	所在地 都・道・府・県
⑦ <input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格	日本国で就労する意思の有無 <input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）
	年月日

⑨ ⑦①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
※③～⑦を選択する場合は、在留期間（満了日）・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

⑩ ①～③のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。
※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。コピーした住民票は使用できません。

埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑦、⑧の記入は不要です。

8 高校生等本人の日本国籍・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。※外国籍の生徒は国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出すること。）
② <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し（コピー）
③ <input type="checkbox"/> 在留カードの写し（コピー）

国立高校・県外の高校の方のみ全員記入

イ 上記⑦で⑥家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類を提出します。（家族滞在以外⑦①～⑤、⑦）は不要です。）
④ 家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類に加えて、こちらの書類を併せて提出してください。日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

生活保護世帯の方は⑨へ、低所得世帯の方は⑩へ、家計急変世帯の方は⑪へ

9 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 **生活保護（生業扶助）受給世帯**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している

提出書類 ②内容を確認してチェックを必ず入れる。規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
※生業扶助を受給していることが証明されている場合はそれでも可。

生活保護（生業扶助）受給世帯の方はここまで記入完了です。これ以降は記入不要です。

生活保護（生業扶助）受給世帯の方は記入完了

10 低所得世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 **低所得世帯**

次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

① <input type="checkbox"/>	(対象の高校生等が埼玉県内の県立または市立高校に在学する新入生で、早期給付を申請している場合のみ選択可) 保護者等全員分の個人番号を奨学のための給付金早期給付の手続きで提出しているため省略する。 ※奨学のための給付金早期給付で提出した個人番号を、通常給付の受給資格認定のために利用することに同意する。
② <input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
③ <input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別、未婚等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等
④ <input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
⑤ <input type="checkbox"/>	高校生等本人の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥ <input type="checkbox"/>	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者がいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑦ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者がいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

低所得世帯の方は記入完了

11 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 **家計急変世帯**
(保護者全員分必要です。)

保護者等①	<input type="checkbox"/>	給与・所得の減少のため	所得等確認書類（必須） 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） 扶養誓約書	直近の収入を証明する書類（必須） 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/>	離職・破産のため	所得等確認書類（必須） 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） 扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須） 離職票・雇用保険受給資格者証・その他
保護者等②	<input type="checkbox"/>	給与・所得の減少のため	所得等確認書類（必須） 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） 扶養誓約書	直近の収入を証明する書類（必須） 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/>	離職・破産のため	所得等確認書類（必須） 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） 扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須） 離職票・雇用保険受給資格者証・その他

※ 書類の名前を記入してください。

【記入例②表面】

低中所得世帯の方

基準日

様式第1号(第5条) **埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書【通常申請用】** 令和 8年 7月 8日

(宛先) 埼玉県教育委員会

① 該当する申請区分にチェックを必ず入れる。 **全員記入** ①「令和8年7月1日」以降の日付を記入。

生活保護(生業扶助)受給世帯

低中所得世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

家計急変世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

③ 保護者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。保護者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給について、申請する場合、保護者情報を記入してください。 **全員記入**

保護者等①	基準日現在申請者住所	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	連絡先	自宅 048-830-6662	携帯 090-000-0000
	フリガナ	ウラフ タロウ	高校生等との関係 親権者(父・母)・未成年後見人
	氏名	浦和 太郎	未成年後見人である里親・主たる生計維持者 (申請するものに○を付ける)
保護者等②	フリガナ	ウラフ ハナコ	高校生等との関係 親権者(父・母)・未成年後見人
	氏名	浦和 花子	その他()

③ 対象となる高校生について記入してください。 **全員記入** ④ 生徒の氏名・生年月日・在学している学校名等を記入。

フリガナ	ウラフ イチロウ		生徒生年月日	昭和 22年 5月 2日
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類	全日制 定時制 通信制
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学年・組・出席番号	1年 1組 1番
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和8年4月8日 ~ 年月日
過去在籍状況	過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある	過去に在籍する課程等	左記学校で給付金を受給した回数	
	<input checked="" type="radio"/> ない	過去に在籍する課程等	なし	1回 2回 3回 4回 不明
	<input type="radio"/> ある	過去に在籍する課程等	なし	1回 2回 3回 4回 不明

④ 次の5点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

⑥ 内容を確認してチェックを必ず入れる。

私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。

私は埼玉県内の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。

この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別有償費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。

高等学校等就学支援金等の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。

⑤ 就学支援金 **埼玉県内の県立・市立の生徒のみ全員記入**

⑦ 必ずチェックをして提出する。 ※埼玉県内の県立または市立高校に在学している場合のみ

高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

⑥ 高校生等本人が、埼玉県内の県立高校・市立高校に在籍している方は⑥へ それ以外の高校等に在籍している方は⑦へ

埼玉県内の県立・市立の生徒で、
・生活保護(生業扶助)受給世帯の方は裏面⑨へ
・低中所得世帯の方は裏面⑩へ
・家計急変世帯の方は裏面⑪へ

⑧ 高校生等本人の国籍について、次のいずれかに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

高校生等本人の国籍を以下のとおり申請する	⑧ 生徒本人の国籍について、該当する方にチェックを必ず入れる。 ※国立高校・県外の高校に在学している場合のみ
① <input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍	
② <input type="checkbox"/> 日本国籍以外	

国立高校・県外の高校の方で、日本国籍の方は裏面⑬へ 日本国籍以外の方は裏面⑭へ

【記入例②裏面】

低中所得世帯の方

⑦ 高校生等本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑をつけてください。 国立高校・県外の高校の方のみ全員記入

⑧で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	② <input type="checkbox"/> 永住者	埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑦、⑧の記入は不要です。	
③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）		（西暦）
④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	在留期間（満了日）		（西暦）
⑤ <input type="checkbox"/> 定住者	在留期間（満了日）		（西暦）
⑥ <input type="checkbox"/> 家族滞在	年 月 日		<input type="checkbox"/> いいえ（なし）
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 卒業していない
	年 月 日		所在地 都・道・府・県
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 卒業していない	
	年 月 日	所在地 都・道・府・県	
⑦ <input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格	日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）	

⑨ ⑦①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
 ※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
 ※③～⑦を選択する場合は、在留期間（満了日）・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

⑧ 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

① <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。 ※外国籍の生徒は国籍・在留資格・在留期間等が記載されたものを提出すること。）	③ <input type="checkbox"/> 在留カードの写し（コピー）
② <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し（コピー）	

イ 上記⑦で⑥家族滞在を選択した場合は、⑩①～③の書類を提出します。（家族滞在以外（⑦①～⑤、⑦）は不要です。）
 ④ 家族滞在を選択した場合は、⑩①～③の書類に加えて、こちらの書類を併せて提出してください。 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

生活保護世帯の方は⑨へ、低中所得世帯の方は⑩へ、家計急変世帯の方は⑪へ

⑨ 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 生活保護（生業扶助）受給世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）第26条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる書類を提出します。

提出書類 様式第6号 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第26条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
 ※生活保護受給証明書に基礎世帯生活扶助（高等学校等就学費）を受給していることが証明されている場合はそれでも可。

生活保護（生業扶助）受給世帯の方は記入完了

⑩ 低中所得世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 低中所得世帯

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

① <input type="checkbox"/> 保護者等全員分の ※奨学のための給付	⑫ ⑩①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。 ※原則、親権者2名分の書類が必要。 ※埼玉県内の県立または市立高校に在学する新生児で、早期給付で保護者等全員の個人番号を提出している場合は、①にチェックをして、提出を省略することができます。
② <input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名	
③ <input type="checkbox"/> 親権者1名分（親権者が離婚、死別、未婚、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等	
④ <input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
⑤ <input type="checkbox"/> 高校生等本人の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑥ <input type="checkbox"/> 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑦ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

低中所得世帯の方は記入完了

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に☑をつけてください。 家計急変世帯

保護者等全員分必要です。 低中所得世帯はこの欄の記入は不要。

保護者等	理由	所得等確認書類（必須）	扶養親族証明する書類	給与明細等	事業所得証明書
①	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等	事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須）	
	死別・離別のため	課税証明書等	扶養誓約書	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等）（必須）	
②	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等	事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須）	

※ 書類の名前を記入してください。 直近の収入を証明する書類（必須）

【記入例③表面】 家計急変世帯の方

様式第1号(第5条) 基準日

(宛先) 埼玉県教育委員会 埼玉県教育委員会
埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 【通常申請用】 令和8年7月8日

① 該当す ②申請区分にチェックを必ず入れる。 ①「令和8年7月1日」以降の日付を記入。

生活保護(生業扶助)受給世帯

低所得世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

家計急変世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

③保護者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。保護者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

② 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給について、申請する場合、保護者情報を記入してください。

保護者等①	基準日現在申請者住所	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1		携帯	090-000-0000
	連絡先	自宅	048-830-6652	親権者(父・母)・未成年後見人	
	フリガナ	ウラワ タロウ		未成年後見人である里親・主たる生計維持者	
	氏名	浦和 太郎		高校生等本人・その他()	
保護者等②	フリガナ	ウラワ ハナコ		親権者(父・母)・未成年後見人	
	氏名	浦和 花子		その他()	

③ 対象となる高校生等について記入してください。

フリガナ	ウラワ イチロウ		生徒生年月日	昭和平成	22年	5月	2日
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類	全日制	定時制	通信制	
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校		学年・組・出席番号	1年	1組	1番
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-2		在学期間	令和8年4月8日～年月日		

④ 次の5点を確認の上、区印を付けてください。

過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある	過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがない	過去に在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全日・定時・通信・その他()	なし 1回 2回 3回 4回 不明
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	全日・定時・通信・その他()	なし 1回 2回 3回 4回 不明

⑤ 就学支援金

⑥ 高校生等本人の国籍について、次のいずれかに区印をつけてください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍	② <input type="checkbox"/> 日本国籍以外
--	-----------------------------------

⑦ 必ずチェックをして提出する。 ※埼玉県内の県立または市立高校に在学している場合のみ

⑧ 生徒本人の国籍について、該当する方にチェックを必ず入れる。 ※国立高校・県外の高校に在学している場合のみ

⑨ 埼玉県内の県立・市立の生徒で、生活保護(生業扶助)受給世帯の方は裏面⑨へ、低所得世帯の方は裏面⑩へ、家計急変世帯の方は裏面⑪へ

⑩ 国立高校・県外の高校の方で、日本国籍の方は裏面⑬へ、日本国籍以外の方は裏面⑭へ

【記入例③裏面】 家計急変世帯の方

⑦ 高校生等本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

⑧で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	② <input type="checkbox"/> 永住者	埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑦、⑧の記入は不要です。
③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	
④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	(西暦)	
⑤ <input type="checkbox"/> 定住者	在留期間(満了日)	年 月 日
⑥ <input type="checkbox"/> 家族滞在	(西暦)	<input type="checkbox"/> いいえ(なし)
		年 月 日
		<input type="checkbox"/> 卒業していない
		所在地 都・道・府・県
		<input type="checkbox"/> 卒業していない
		所在地 都・道・府・県
⑦ <input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格	日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい(あり) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)
		年 月 日

⑨ ⑦①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
※③～⑦を選択する場合は、在留期間(満了日)・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

⑧ 高校生等本人の日本国籍・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

ア 高校生等本人の日本国籍・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し(市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。)	③ <input type="checkbox"/> 在留カードの写し(コピー)
② <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し(コピー)	

イ 上記⑦で⑥家族滞在を選択した場合は、①～③の書類を提出します。(家族滞在以外(⑦①～⑤、⑦)は不要です。)

④ 家族滞在を選択した場合は、①～③の書類に加えて、こちらの書類を併せて提出してください。 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

生活保護世帯の方は⑨へ、低所得世帯の方は⑩へ、家計急変世帯の方は⑪へ

⑨ 生活保護(生業扶助)受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 **生活保護(生業扶助)受給世帯**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることがわかる書類を提出します。

提出書類 様式第6号 「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」を提出してください。 ※生活保護受給証明書にて基準日現在に生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが証明されています。

生活保護(生業扶助)受給世帯の方は記入完了

家計急変世帯はこの欄の記入は不要。

⑩ 低所得世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 **低所得世帯**

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

① <input type="checkbox"/> (対象の高校生等が埼玉県内の県立または市立高校に在学する新入生で、早期給付を申請している場合のみ選択可) 保護者等全員分の個人番号を奨学のための給付金早期給付の手続きで提出している場合は省略する。 ※奨学のための給付金早期給付で提出した個人番号を、通常給付の受給資格認定のために利用することに同意する。
② <input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
③ <input type="checkbox"/> 親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別、未婚等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の課税証明書等を提出できない場合(DV、養育放棄、児童虐待)等
④ <input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
⑤ <input type="checkbox"/> 高校生等本人の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥ <input type="checkbox"/> 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑦ 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

低所得世帯の方は記入完了

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に☑をつけてください。 **家計急変世帯**
(保護者全員分必要です。)

保護者等①	<input checked="" type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	所得等確認書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(必要に応じて)	直近の収入を証明する書類(必須)
		課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等 事業所得証明書
保護者等②	<input type="checkbox"/> 離婚・破産のため	所得等確認書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(必要に応じて)	無職
		課税証明書等	扶養誓約書	離婚票
保護者等③	<input type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	所得等確認書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	その他(保護者)
		課税証明書等	扶養誓約書	()
保護者等④	<input checked="" type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	所得等確認書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(必要に応じて)	給与明細等 事業所得証明書
		課税証明書等	扶養誓約書	
保護者等⑤	<input type="checkbox"/> 離婚・破産のため	所得等確認書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(必要に応じて)	無職となったことを証明する書類(必須)
		課税証明書等	扶養誓約書	離婚票 雇用保険受給資格者証 その他

⑫ 該当する項目にチェックを入れる。

「給与・所得の減少」または「離婚・破産」で一方の保護者が元々非課税の場合は、当保護者のチェックは不要ですが、非課税証明書等は必ず提出してください。

個人番号カード

【記入例】

県立・県内の市立・国立高校用
個人番号カード（写）等貼付台紙

申請日現在の住所を記入してください。

等のた
情報又

また、埼玉県立高校に在籍し、授業料等減免申請を行った場合は、埼玉県が行う授業料等減免審査において、提出された個人番号で地方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	クラス	番号
埼玉県立埼玉高等学校	全日制 定時制 通信制	普通	1	1	1

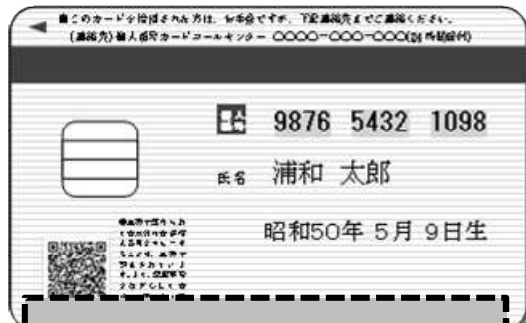
生徒	フリガナ	姓 ウラワ	名 イチロウ	住所	〒 330-9301 埼玉 都 さいたま 市 区 府 界 町 村 浦和区高砂3-15-1
	氏名	浦和	一郎		
	生年月日	昭和 22 年 5 月 2 日 平成			

保護者等①	フリガナ	姓 ウラワ	名 ハナコ
	氏名 (同意者署名)	浦和	花子
	生年月日	昭和 54 年 6 月 30 日 平成	
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()	
	住所	※R8年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください 〒 [][] [][][][]	



貼り付けてください。

保護者等②	フリガナ	姓 ウラワ	名 タロウ
	氏名 (同意者署名)	浦和	太郎
	生年月日	昭和 50 年 5 月 9 日 平成	
	生徒との続柄	親権者(父・母) その他()	
	住所	※R8年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください 〒 [][] [][][][]	



申請日現在の住所と、令和8年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに令和8年1月1日現在の住所を記入してください。

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない場
又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願います
上記保護者のみが記載された住民票等にしてください(生徒本人

以下、学校記入欄

【生活保護（生業扶助）で提出する方】

「生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方で生徒本人の個人番号カード（写）を提出する場合は、保護者等①の欄に生徒本人の情報を記入し、生徒本人の個人番号カード（写）を貼付してください。

※学校コード、生徒コードは埼玉県内の県立、市立高校のみ記入。

【記入例】

令和 8年 7月 1日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
ふりがな	うらわ たろう
扶養者氏名	浦和 太郎

ふりがな	うらわ りょうこ
被扶養者氏名	浦和 料子
ふりがな	うらわ しょう
被扶養者氏名	浦和 奨
ふりがな	
被扶養者氏名	

【記入例】給与所得の方

奨学のための給付金(家計急変)参考様式

①給与支払日以降の日付を記入。

令和 8 年 7 月 8 日

給与支払証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	-------	-------	-------------------------

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和 3年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給与支払日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備考
令和 8 年 4 月 21 日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和 8 年 5 月 21 日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和 8 年 6 月 21 日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●●-●

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 さいたま株式会社

事業主氏名 代表取締役 大宮 花子

【記入例】事業所得の方

奨学のための給付金(家計急変)参考様式

①記入日を書く。

(記入日)

令和8年7月8日

事業所得証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所 所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	--------------	-----------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

③直近の収入及び支出の状況を記入。

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後3か月の実績額は必須)

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得(①-②)	備考
令和7年	7月	150,000円	90,000円	60,000円	
	8月	0円	80,000円	-80,000円	入院のため休業
	9月	0円	0円	0円	入院のため休業
	10月	280,000円	100,000円	180,000円	
	11月	230,000円	100,000円	130,000円	
	12月	250,000円	130,000円	120,000円	
	1月	170,000円	90,000円	80,000円	
	2月	130,000円	80,000円	50,000円	
	3月	130,000円	90,000円	40,000円	
令和8年	4月	170,000円	90,000円	80,000円	
	5月	160,000円	70,000円	90,000円	
	6月	150,000円	70,000円	80,000円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主による証明を記入してください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

申請者全員が必ず提出してください。

- ※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
- ※ 申請後に、口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

様式第5号（第5条）

（宛先）

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届

申請者（保護者等）氏名 _____

（支給対象高校生等氏名 _____
支給対象高校生等在籍校名 _____）

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名				支店名				
口座番号	普通預金							
口座名義	フリガナ							
	名前							

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（保護者等）本人の名義としてください。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付してください。
- 3 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。

令和 年 月 日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	
ふりがな	
扶養者氏名	

ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	

